

指名停止調書

業者番号	業者名	業種	期間	開始日	解除日	指名停止理由	清須市要領 適用条項
1999 - 1	株式会社佐藤渡辺 尾張小牧営業所	土木一式 とび・土工・コンクリート ほ装 塗装 水道施設	1 5 か月	令和7年4月1日	令和8年6月30日	福島県石川町が発注した複数の公共工事を巡り、入札前に受注予定者などを決める「受注調整」をしていたとして、令和6年10月7日、株式会社佐藤渡辺の石川営業所長が、郡山区検察庁に談合罪で略式起訴された。 このため、当該業者の尾張小牧営業所に対し、指名停止を行う。	措置規程第3条第1項（別表第3 - (1)）
10003978-1	株式会社中央技術コンサル タツ 名古屋営業所	一般測量 建設コンサル 地質調査	1 4 か月	令和7年9月1日	令和8年10月31日	宮城県気仙沼市が令和5年度に発注した道路整備工事の設計業務の一般競争入札に際し、同市の職員が設計価格を株式会社中央技術コンサルタツ東北支店長に漏らし、落札させたとして、同職員が官製談合防止法違反及び公契約関係競売等妨害の疑いで、同支店長が公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日、宮城県警察に逮捕された。 このため、契約の相手方として不適当であると判断し、入札参加資格を有する株式会社中央技術コンサルタツ名古屋営業所に対し指名停止を行う。	措置規程第3条第1項（別表第3 - 3）
9899-1 20004054-1	新明和工業株式会社 流体事業部営業本部 中部支店	電気 機械器具設置 自動車・自転車 機械・器具 建物等各種施設管理	2 4 か月	令和7年11月1日	令和9年10月31日	公正取引委員会は、令和7年9月24日に、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、極東開発工業株式会社に対して、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。また、新明和工業株式会社に対して、違反行為の認定を行った。 したがって、本市の入札参加資格を有する極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社流体事業部営業本部中部支店に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	措置規程第3条第1項（別表第3 - (1)） 第5条第2項第3号
10000123-1	日本交通技術株式会社 名古屋支店	一般測量 建設コンサル	1 4 か月	令和8年2月1日	令和9年3月31日	公正取引委員会は、令和7年12月19日に、愛知県を含む特定地方公共団体等が競争入札等の方法により発注する特定跨線橋点検等業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者6者を公表するとともに、うち5者に対し、排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。 したがって、本市の入札参加資格を有する日本交通技術株式会社名古屋支店を始め5者に対し、契約の相手方として不適当であると判断し指名停止を行う。	

指名停止調書

業者番号	業者名	業種	期間	開始日	解除日	指名停止理由	清須市要領 適用条項
10000228-0 20053245-0	ジェイアール東海コンサル タツ株式会社	建築設計 設備設計 一般測 量 建設コンサル 地質調査 調査委託	7 か月	令和8年2月1日	令和8年8月31日		
10000037-1 20053423-1	大日コンサルタント株式会 社 中日本支社	一般測量 航空写真測量 建 設コンサル 地質調査 補償 コンサル 調査委託 検査・ 測定	7 か月	令和8年2月1日	令和8年8月31日		措置規程第3条第1項(別表第3-(1)) 措置規程第5条第2項第3号
10000429-1 20012610-1	株式会社トーニチコンサル タント 中部支社	設備設計 一般測量 航空写 真測量 建設コンサル 地質 調査 調査委託 検査・測定	7 か月	令和8年2月1日	令和8年8月31日		
10003236-1	丸栄調査設計株式会社 名古屋支店	一般測量 航空写真測量 建 設コンサル 地質調査 補償 コンサル	14 か月	令和8年2月1日	令和9年3月31日		

指名停止調書

業者番号	業者名	業種	期間	開始日	解除日	指名停止理由	清須市要領 適用条項
20001159-0	株式会社日比研究所	荒物・雑貨 薬品・試薬・農薬 看板・旗・標識・徽章	2か月	令和8年5月1日	令和8年6月30日	指名競争入札に付し、令和8年3月25日に入札執行をした案件「令和8年度清須市指定ごみ袋」において、落札者の決定後、当該落札者である株式会社日比研究所が契約辞退届を提出したため、指名停止を行う。	措置規程第3条第1項口別表第3-(7))
330-1	日本ハイウェイ・サービス 株式会社 名古屋支店	土木一式 とび・土工・コンク リート 石 鋼構造物 ほ装 しゅんせつ 塗装 造園 水道施設	6. 5か月	令和8年6月1日	令和8年12月16日	公正取引委員会は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和8年4月22日、違反事業者4者を公表するとともに排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。したがって、違反事業者4者のうち、本市の入札参加資格を有する日本ハイウェイ・サービス株式会社名古屋支店に対し、契約の相手方として不相当であると判断し指名停止を行う。	措置規程第3条第1項口別表第3-(1))